

チェックシート

このシートは、あなたの事業が「大分市創業者応援事業補助金」の対象となるかを確認するためのものです。
また、申請にあたりご承諾いただきたいことを記載しています。

※他の条件により、補助対象にならない場合があります。
※以下は概要のため、大分市ホームページと「大分市創業者応援事業補助金」募集要領を必ずご確認ください。

1. 対象者：以下の要件を全て満たす方が対象となります。	
	創業前、または創業5年未満の中小企業者（個人事業主または法人）であること。
	次のいずれかに該当すること。 ・法人の場合、大分市内に本店を置いていること（予定含む）。 ・個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き、かつ大分市民であること（いずれも予定含む）。 ※社会福祉法人、医療法人、NPO法人、財団法人等は補助対象外
	5年以上事業を営んでいる創業者の新事業・新分野への進出や事業転換、既に事業を営んでいる法人による新法人設立、他の者が行っていた事業を継承して行う事業ではないこと。
	フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業ではないこと。
	大企業またはその役員から50%以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」ではないこと。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可または届出を要する事業ではないこと。
	暴力団もしくは暴力団員と密接な関係がないこと。
	本補助金の補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする大分市の他の補助金を受けていない、または受ける予定でないこと。 また、過去に大分市創業者応援事業補助金の交付を受けていないこと。
	市税の滞納がないこと。
2. 事業所開設：以下の要件を全て満たす方が対象となります。	
	新規開設や事業規模拡大に伴い開設する大分市内の事業所であること（予定含む）。
	建物の賃貸借契約を締結して開設する事業所であること（予定含む）。 ※住宅兼用になっている事業所や間借り物件は補助対象外
	仮設または臨時の店舗等ではなく、恒常的に設置する事業所であること。 ※公的機関のインキュベーション施設等の入居期間に制限がある事業所は補助対象外
	事業所の賃貸借契約について、申請日の6ヵ月前の日から3ヵ月後の日までに契約したものであること。
3. 注意事項：申請にあたり、以下の項目について承諾していただきます。	
	申請時点で事業所の改修内容やホームページ製作費用などの見積書等の取得が必要となります。 ・明細書 ・消費税抜きの金額がわかるもの ・実施年度別に金額がわかるもの ※申請前に契約（事業所の賃貸借契約を除く）や発注した経費は補助対象経費となりません。
	事業所の所有者と補助事業者（法人の場合は代表者を含む）が同一人物、2親等以内の親族、または法人とその役員の関係にある場合、事業所賃借料は補助対象経費となりません。
	事業計画書等による事業内容の審査があります。審査内容については一切お答えできません。 ※審査の結果、交付決定を受けた場合のみ、補助金が交付されます。
	予算上限に達した時点で申請受付を終了し、その後に予定していた審査会を実施しない場合があります。 申請を完了した場合でも、予算終了により審査会を実施せず、不採択とする場合があります。
	本補助金は精算払いのため、補助金交付までの資金の確保が必要です。補助対象経費をご自身で支払った後、年度末（3月）と翌年度の事業完了日後の2回に分けて大分市に実績報告書を提出することで、年度ごとに補助金が支払われます。
	現金支払いは補助対象外です（登録免許税納付のための収入印紙の購入を除く）。銀行振込等を利用してください。
	申請年度の3月31日までに「特定創業支援等事業（注1）」を完了し、大分市から証明書の交付を受ける必要があります。 （注1）支援機関による経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく継続的な相談、セミナー等。
	事業が完了してから3年間、年に1回程度、事業の進捗状況について大分市に報告が必要です。
	補助事業者となった場合、企業名、事業計画の概要などについて公表いたします。

大分市創業者応援事業補助金のご案内

補助額上限

120万円

補助率1/2

（女性・若者・シニア2/3）



大分市での

創業

を応援します！



創業時に必要な

事業所賃借料

法人化に要する経費

事業所改修費

販売促進費

の一部を補助します。

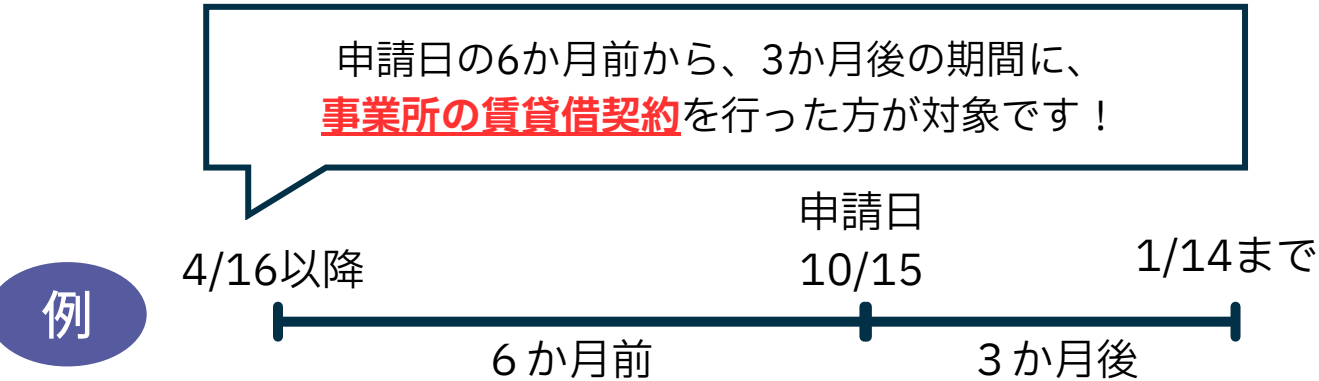
1 補助対象者

次のいずれかに該当する創業前、または創業後5年未満の中小企業者。

- ・法人の場合、大分市内に本店を置いていること（予定含む）。
- ・個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き、かつ大分市民であること（いずれも予定含む）。

2 補助対象事業

創業前、または創業後の事業規模拡大を行う事業で、新たに大分市内で事業所を開設するもの。



3 補助額・補助対象経費・補助対象期間

上限額：120万円

補助率：1/2（女性、35歳未満の若者、55歳以上のシニアは2/3）

【補助対象経費】事業所賃借以外の取り組みで、申請前に契約・発注したものは補助対象外です。

	説明	補助期間
事業所賃借料	事業所の借上げに要する経費（敷金、礼金、共益費、駐車場費、光熱水費、仲介手数料を除く。） ※住宅兼用の事務所や間借り物件は補助対象外	申請日または契約月の翌月1日（いずれか遅い方）から1年間
事業所改修費用	新たに開設する事業所の外装・内装・設備（備品を除く）に係る工事費用	申請日から申請年度の3月31日まで
法人登記等に係る経費	法人登記・商号登記に係る費用、登記の際に司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費	申請日から1年間
販売促進に係る経費	広告宣伝費、パンフレット等作成費、ホームページ製作費	

4 補助金交付までの流れ

大分市公式ホームページから各種様式をダウンロードし、申請書類を作成してください。

作成

【ダウンロードはこちら】



ホームページ「大分市創業者応援事業補助金の募集についてお知らせします」
二次元コードからアクセスするか、
「大分市 創業補助金」で検索してください。

申請

大分市産業活性化プラザまで、電話で事前予約のうえ、申請書類をご提出ください。

申請時には、受付担当相談員の前で、

申請者本人に事業内容等についてのプレゼンテーション（10分程度）を行っていただきます。

（大分市産業活性化プラザの受付担当相談員は、申請書類等の作成に当たって一部の申請者が利するような助言を行うことができません。予めご了承ください。）

審査

提出された事業計画書等について、外部の有識者が

「新規性」「競争優位性」「成長性・収益性」「実現可能性・継続性」

「地域への貢献度」「支援の必要性」等を審査し、その結果をもとに市が交付決定します。

不採択となった方には、別途、市から通知を行います。

交付決定

事業実施

実績報告（※）

補助金交付

※補助対象事業を実施した後、市に報告を行うことで、補助金を受け取ることができます。

詳細は、上記の二次元コードから公式ホームページにアクセスし「補助金募集要領」をご覧ください。

5 お申込み・お問い合わせ



大分市産業活性化プラザ

OITA City Industrial Development Plaza

〒870-0839

大分県大分市金池南一丁目5番1号（J：COMホルトホール大分2階）

電話：097-576-8879

FAX：097-544-3011

E-mail：sangyo-plaza@horutohall.jp